

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

(参照条文一覧)

- 特許法等の一部を改正する法律(令和元年五月十七日法律第三号) (抄) 1
- 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく宣言(平成二十七年二月十三日) 1

○特許法等の一部を改正する法律（令和元年五月十七日法律第三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 （略）

○意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく宣言（平成二十七年二月十三日）

1 改正協定第七条(2)の規定に基づき、日本国が指定されている国際出願及び当該国際出願による国際登録の更新について、同条(1)に規定する所定の指定手数料を次の個別の指定手数料によって置き換えること。

(1) 国際出願に係る手数料

意匠ごとに七万四千六百円

(2) 国際登録の更新に係る手数料

最初の更新 意匠ごとに八万四千五百円

二回目の更新 意匠ごとに八万四千五百円

三回目の更新 意匠ごとに八万四千五百円

四回目以降の更新 無料

2 改正協定第十三条(1)の規定に基づき、意匠法第七条が、一の独立かつ別個の意匠のみを単一の出願において請求することができることを要求すること。

3 改正協定第十七(3)(c)の規定に基づき、意匠法に定める最長の保護の存続期間が意匠権の設定の登録の日から二十年間であること。